ディープテック・スタートアップ支援に関する連携協定書

大阪府(以下「甲」という。)及び三井住友信託銀行株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の信頼関係をもとに、一層の連携及び協力関係を構築し、大阪の成長につなげることを目的に、大阪府内のディープテック・スタートアップの支援に向けた取組みを行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして、密接な連携及び協力を図りながら、それぞれが有する資源を活用してディープテック・スタートアップの支援に資する取組みを実施することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙が協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
- (1) ディープテック・スタートアップの創出・成長促進に関すること
- (2) スタートアップに係る情報発信に関すること
- (3) その他スタートアップの支援に資する取組みに関すること
- 2 甲及び乙は、前項に定める事項を具体的に実施するため、必要な協議を行うものとする。なお、具体的な実施内容については、甲乙合意の上決定する。

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面 によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲 及び乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自 1通を保有するものとする。 令和5年5月31日

甲:大阪市中央区大手前2丁目 大阪府 代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙:東京都千代田区丸の内1丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社取締役社長 大山 一也